

安全衛生推進者（衛生推進者）養成講習のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

労働安全衛生法第12号の2の規定により、中小規模事業場の自主的な安全衛生管理を推進するため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、業種により「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任する義務が課せられております。

(注. 1) 「安全衛生推進者」を選任すべき業種……「製造業」「林業」「建設業」「運送業」「清掃業」「電気ガス業」「水道業」「通信業」「自動車整備業」「機械修理業」「各種商品卸売・小売業」「燃料小売業」「家具、建具、什器の卸売・小売業」「旅館業」「ゴルフ場業」

(注. 2) 「衛生推進者」を選任すべき業種……上記以外の全ての業種

この安全衛生推進者（衛生推進者）の選任は、事業場に専属の者で、一定の要件を備える者を選任することとなっておりますが、その「一定の要件」には、標題の養成講習を修了した者を選任できることとなっております。（受講修了者には「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付します）

つきましては、当協会は鳥取労働局長より標題の養成講習機関として登録を受けており、本年度も下記により標題の講習会を開催いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

- 日 時 令和2年9月14日（月）9：00～17：00（受付 8：30～）
9月15日（火）9：00～12：00 (2日間講習)
- 場 所 鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）
- 講習日程

①安全管理	2時間	労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 高野雅弘氏
②危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間	
③作業環境管理及び作業管理	2時間	
④健康の保持増進対策	1時間	
⑤安全衛生教育	1時間	
⑥安全衛生関係法令	2時間	

- 受講費用 15,000円（テキスト代、消費税を含む。）
- 申込方法 **令和2年9月7日（月）**までに別紙「申込書」にて郵送・FAX等で当協会中部支部に申し込んで下さい。受講料は、申込み締切日までに持参・現金書留・銀行口座への振込みによりお支払願います。銀行口座の振込先は次のとおりです。

振込先 鳥取銀行倉吉支店（普）0207231
名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

6. その他

- 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場においでください。
- 受講に際しては、特別教育等受講者記録（受講証）を持参し、受付時に提出して下さい。
- 受講申込み後の取消し（含む、欠席）は、開催日の1週間前までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承願います。
- 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願いいたします。また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願いします。会場にはアルコール消毒を用意していますので入場時（休憩後の再入場も含む）ご使用ください。
- 申込み、問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部 (TEL・FAX 兼用 0858-22-9054)

